

会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第60回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和7年10月17日（金）午前9時58分～午前11時50分	
開催場所	市民会館・萌え木ホール（商工会館3階）A会議室	
出席者	出席委員	出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田哲 委員 宮岡秀峰 委員 矢板ゆき江 委員 欠席委員 0人
		福祉保健部長 高橋正恵 介護福祉課包括支援係長 田村浩子 介護福祉課包括支援係主査 加藤勇一 介護福祉課高齢福祉係長 山崎寛之
		企画政策課長 廣田豊之 企画政策課企画政策係長 前坂悟史 企画政策課企画政策係主任 兼堀義信 公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸 企画政策課企画政策係主任 山下真優
		可 一部不可 不可
		1 開会 2 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定について（第2次審査） 3 その他 4 閉会
会議結果	別紙会議録のとおり	

第60回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和7年10月17日（金）午前9時58分～午前11時50分
場 所 市民会館・萌え木ホール（商工会館3階）A会議室
出席委員 5人
委員長 佐藤直人 委員
副委員長 本多龍雄 委員
植田哲 委員
宮岡秀峰 委員
矢板ゆき江 委員
欠席委員 0人

担当課職員

福祉保健部長	高橋正恵
介護福祉課包括支援係長	田村浩子
介護福祉課包括支援係主査	加藤勇一
介護福祉課高齢福祉係長	山崎寛之

事務局職員

企画政策課長	廣田豊之
企画政策課企画政策係長	前坂悟史
企画政策課企画政策係主任	兼堀義信
公共施設マネジメント推進担当課長	郷古陸
企画政策課企画政策係主任	山下真優

(午前9時58分開会)

◎委員長 それでは、ただいまから、第60回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は全員出席ということでございますので、定足数は満たしており、会議は成立しております。

それでは、初めに事務局から資料の確認をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 本日、机上に配付しております資料は、本日の次第1枚と、第1次審査で使用しました評点表、審査資料一式となってございます。

以上、資料の不足等はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 それでは、次第2、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

審査に先立ちまして、事務局から本日の進行等について説明をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 進行等について御説明させていただきます。第1次審査においては、1者が通過となっておりますので、本日は1者での第2次審査となりまして、プレゼンテーション15分、その後30分で質疑を行いまして、最後に10分で審査という流れになります。

採点につきましては、評価項目、配点及び通過基準につきましては、第1次審査と同様とすることと決定いただいております。採点の際には、第1次審査の結果を基準にしていただきまして、そこから本日の候補者の説明・質疑により、評価を見直す必要がある箇所について赤字で修正していただきたいと考えておりますが、このような流れでよろしいか、お諮りいただければと思います。

◎委員長 事務局の説明について、何か質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 よろしいですね。それでは、事務局の提案のとおり、第1次審査の結果を基準としていただき、本日の説明、それから質疑により、見直す箇所を修正する流れとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。それでは、採点方法につきまして、そのように決定いたします。

それでは、第2次審査を行います。A事業者をお呼びください。

(「A事業者」入室)

◎委員長 本日はお忙しいところ、小金井市指定管理者選定委員会に御出席いただいて、どうもありがとうございます。本日の審査は事業者名を伏せた形で行いますので、失礼ですけれども、A事業者という形でお呼びさせていただきます。

ただいまから、A事業者に対する第2次審査を始めます。初めに提出していただいております申請書に基づき、提案内容について15分で簡潔に説明をお願いいたします。終わる2分前に1回ベルが鳴ります。時間が来ましたら、また鳴りますので、そこで打切りとなります。時間が来ましたら、途中であっても終了いたしますので、御注意ください。その後、各委員から質疑応答を30分行います。なお、説明に当たっては、担当者のお名前は言っていただいて結構ですけれども、事業者名が分かるような発言はなさらないようにお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

◎A事業者 よろしくお願ひいたします。私は [] と申します。私から、まず説明をさせていただきます。我々が運営する当法人は、開設から 80 年以上、高齢福祉事業につきましては、40 年以上近くの歴史がございます。病院、障害者の入所・通所施設、高齢者の入所・通所施設を明確な理念の下に運営をしております。長年において、小金井市様とは良好な関係を築かせていただいていると認識しております。

我々の法人の強みとしましては、医療施設を運営していることによる医療と介護の連携、そして長年にわたる施設運営の中で培った経験やノウハウを生かした介護力にあると考えております。その強みを生かしまして、今まで運営をしてきました介護保険制度による通所介護事業では、医療ニーズの高い方、そして要介護状態の高い方を積極的に受け入れてまいりました。

このような高齢者の方が在宅生活を継続していくための施設として、地域から信頼され、求められる施設であるということも、我々は自負しております。反面、法人の一番の心配事としまして、財務の状況がございます。提出させていただいた財務諸表を御覧いただければお分かりのとおり、特に病院事業の経営状況が逼迫しております。様々な問題があつての状況ではございますが、法人の事業規模の半分以上を占めている病院事業が、財務改善をしていく上で鍵となっている状況でございます。これまでの次期繰越活動増減差額が大きくマイナスの数値になっておりますが、これをカバーすることが今のところできているのは、隣接している修道会からの支援と、皆様から頂いている御寄附のおかげということになっております。

今後は、これに頼ることなく、こういった支援からの脱却を目指す必要があると、法人内で認識しております、理事会及び病院の外部会議で協議を進めまして、今年度作成する次期中期経営計画に反映をさせていくことを考えております。

昨今の医療を取り巻く環境は、御存じのとおり厳しいものがございます。6割が赤字と言われる中で、積極的な施策を立てていくということには限界を感じております。そのため、病院の規模、診療科、地域に必要とされる診療領域等を検討しまして計画をしていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、法人の強みは医療と介護の連携にあると認識しておりますので、連携することによる御利用者側の安心感というものは今後も担保しつつ、健全経営を目指していく所存でございます。

今回、指定管理委託に応募させていただいた介護事業所におきましても、財務状況は厳しいものがあります。特に認知症対応型通所介護という事業におきましては、利用者単価の問題であつたり、重介護利用者の受け入れといった問題から利用率がなかなか伸びず、12名定員のところ、9月の実績は約半分の利用率 50 % と低迷しております。コロナ禍前は、一般型の通所介護では 90 % 以上の利用率、認知症対応型通所介護では 85 % 以上の利用率を、平均して残していた実績がございますので、我々としましては、そういう利用を改善することは可能であると考えているところでございます。

改善に向けての困難はありますが、他事業所ではなかなか受け入れられない重介護者の利用

者の積極的な受入れであるとか、利用者が日常の生活不安を感じられるサービス提供を実施する中で、他事業所との差別化を図っていきたいと思っております。サービス提供の様子については、後ほど画像で紹介をさせていただきます。

御利用者様や、御家族様からは、常にお褒めの言葉や感謝の言葉をいただいている実績もございます。小金井市に住んでいてよかったと思ってもらえる施設になることが経営改善のための方策だと考えております。

また、地域貢献、地域交流という視点から、これまで法人としましても、法人の理念に基づいたフィッティングサポート活動、地域住民活動への参加、地域住民への活動スペースの提供、地域の保育園や特別支援学校との交流など、様々な活動をしてまいりました。今回、指定管理委託をしていただいたという暁には、本町高齢者センター1階の食堂を利用して、誰もが気軽に立ち寄れる地域サロンのような、高齢者を中心とした地域住民との交流の場を開設していきたいと考えております。厨房も兼ねておりますので、軽食や喫茶をしながら、身の上話や悩み相談を聞き、その中で、地域における生活課題や、家族が抱える介護の問題などを発見し、それらを関係機関と連携して、解決に向けた取組につなげていけるよう、やっていきたいと思っております。

以上、雑駁な話ではございましたが、法人内職員が、利用者様、高齢者を中心とした地域住民のために一丸となり尽力してまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

先ほど申し上げました、御利用者様、高齢者の方へのサービス提供の様子を少し紹介させていただければと思います。

◎A事業者 当事業所のケアですか取組について、私のほうから簡単に御紹介させていただきたいと思います。■と申します。よろしくお願ひいたします。

当事業所、一般型の通所介護、認知症対応型通所介護を運営しておりますので、そちらの利用の様子を御説明させていただきます。

まず、三大介助を中心として、食事、入浴、排せつ、基本的な介助は全て行っております。ほかにも、日常的な機能を維持させる体操、機能訓練ですか、そういったことが難しい方には、教材などを使って工夫した体操等を行っており、体が虚弱な方には、認知機能を低下させないような形で、脳トレなどの活動も織り交ぜながら実施しているところです。

日常のケアの様子ですけども、私たちの事業所では機械浴を使用しております。こちらは、中重度者の要介護者でも安心して入浴ができる機械となっておりますので、そちらで入浴希望が在宅サービスでは多いので、安心して入っていただけるよう、入浴サービスを提供しております。

また、食事のほうですが、直営のスタッフで調理、配膳をしておりまして、栄養士も常駐しておりますので、バランスのとれた食事、献立を作成し、厨房で調理しております。また、嚥下が困難な方に関しては、食形態を加工しまして、利用者様に合ったお食事を召し上がっていただけるようなケアを行っております。

また、そのほかにも、排せつ等はもちろんですけども、爪の状態ですとか、あとはお顔の髪を剃るですか、そのような細かなケアのところも、我々は気づいたときに、様子を観察しながら、口腔内の状態も確認しながらケアをしているといったところが、丁寧に行えている部分ではないかと自負しております。

次に、機能訓練といいまして、冒頭にもお伝えしたのですが、こちらは生活相談員によって個別機能訓練の計画書を立てさせていただき、利用者様一人一人に合った体操、もしくはトレーニングを計画しまして、個別に対応している様子でございます。もちろん、下肢に不自由がある方ですとか、耳が聞こえない方ですとか、そのような方もいらっしゃいますので、その方々に合わせた体操、もしくは機能訓練というものを個別に行ってている様子です。

続きまして、それ以外の日常の活動風景を御紹介します。もちろん、体操して、お食事して、排せつして終わりということではございませんので、いろいろな趣味活動、レクリエーションといったものを取り入れております。こちらは紙細工を使った工芸品です。そのようなものをこちらで購入しまして作成し、お持ち帰りいただいている様子です。華道に関しては、ボランティアのお手伝いをいただきまして、我々職員では対応できないような部分を専門的に教えていただいているというような様子になります。

続きまして、書道の様子です。書道や華道といったものは、御高齢の方になじみがあるようで、活動にはとても積極的に参加されています。こちらは陶芸や模写の作品の風景になります。

大きい土地があるわけではないのですけども、土の部分を使いまして、簡単な植物、食材を育てて、そちらを使用した活動も行っております。こちらは、食材も育てたりもするのですけど、藍染に使う藍などを栽培しまして、そのようなものを使って活動に藍染めを行ったりとか、そういう活動も併せて行っております。

また、調理レクの様子ですけれども、厨房がありますので、厨房スタッフと一緒に活動の中で、私たちが大切にしていることですけれども、全て出来上がったものを提供するだけではなくて、一緒に創作したり、調理したりして、その喜びを分かち合うといったことがケアの信頼関係にもつながるのかと考えまして、そういったところも一緒に活動している様子です。

続きまして、年間の行事や大きなイベントの様子になります。こちらは敬老会の様子ですが、形骸化しないように、毎年いろいろなレクリエーション内容を考えまして、毎年御参加される方が大勢いらっしゃるのですけれども、工夫をしながらイベントを実施している様子です。

季節によっては外出活動も行っております。送迎車両を使いまして、近隣のお花見スポットなどにお連れするといった様子です。

こちらは、今年の夏祭りの風景になります。職員の御家族がボランティアとして来てくださいまして、盛大にお祭りをしている様子になります。

こちらは、年末のクリスマスの様子です。豪華なお食事やボランティアのコーラス、楽器の演奏などによって、年末にふさわしい大きなイベントの1つとなっております。

最後に、こちらは園児さんとの交流の場面です。市内の保育園の園児さんと交流をして、ふ

だん小さいお子さんとなかなか触れ合うことがない方も、このように触れ合う機会を我々としても大事にしまして、このような行事も行っております。

以上、ケアの様子や取組の様子になります。

◎A事業者 以上、報告になります。

◎委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまA事業者から御説明いただきました。これから質疑を行いたいと思います。まず初めに、私のほうから質問をさせていただきます。この応募に当たりまして、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項についてお聞きいたします。

役員の中に市長、副市長、教育長、それから市議会議員等、またはその配偶者や二親等以内の親族がいない旨、このことは間違いございませんか。

◎A事業者 間違いありません。

◎委員長 それから、もう一つ、既に資料を提出いただいているのですが、重要な事故または不祥事に関する報告書というのを提出いただいておりますけれども、これにつきましては、過去5年以内の重大な事故、あるいは不祥事というのではないということでございます。これについても、間違いないということで大丈夫でございますか。

◎A事業者 はい、大丈夫です。

◎委員長 それでは、各委員からの質疑に移りたいと思います。

それでは、委員の方から、何か御質問等ございますか。

■ 委員、お願いいいたします。

◎委員 幾つかお聞きしたいのですけれども、地域サロンを開設したいという話で、改修費用はどのように考えていらっしゃるのですか。

◎A事業者 本町高齢者在宅センターの現在の施設を利用して、特に何か改修するということは想定しておりません。現設備、施設で十分賄える規模のものを提供したいと考えているものです。

◎委員 それはカフェのようなイメージで、お茶や食べ物を出したりして料金を取るということを考えていらっしゃるのですか。

◎A事業者 そうですね、お茶を出すかと言われば、それは別の話ですけれども、軽食であるとか、コーヒー、紅茶、そのような原価のかかるようなものを提供する場合には、一部、御負担もいただく必要があるかという考えではございます。

◎委員 そこで介護相談などを受けるという意味合いでですか。それとも、地域の人たちとの交流を深めるのか。

◎A事業者 最終的には介護相談というところに行き着いていくのかもしれません、まずは、例えば身寄りのいない高齢者が気軽に立ち寄る場所、または、地域に住む母子世帯が来て、一緒に話す機会、そういう中で、日頃の生活の中の悩み事であるとか、例えば介護の悩みといったことがあるような方の話になるようでしたら、そのことにスポットを当てて、適切な関係

機関を御紹介したり、または、我々事業所でアドバイスができるようなことは、アドバイスをしていくというようなことを考えています。

そのため、介護相談ありきのサロンをやりたいという希望ではないということです。

◎委員 料金を取って、飲み物や食べ物を提供するということになると、保健所の許可などがあるのかと思うのですけれども、そういうのもやりながらと考えていらっしゃいますか。

◎A事業者 そうですね。

◎委員 そこに人員が割かれると思うのですけれども、その分は、人員を補充するのか、それとも、既存の職員の中で、空いている人たちで行うというふうに考えていらっしゃるのですか。

◎A事業者 法人内のある特定の施設ということではなくて、様々な施設の中で、いろいろな専門職がおりますので、そこに時間を割ける職員を充てて、運営をしていきたいという考えでございます。

◎委員 御社みたいな同業他社で、そのようなサロンを構えているところはあるのですか。

◎A事業者 私もそれほど地域のほかの事業所というところに詳しくはないのですが、一部あるという認識ではございます。

◎委員 そこはうまくいっているのですか。

◎A事業者 そこの運営自体がどうかと問われると、何とも言えません。市のほうで力を入れている認知症カフェのような公的な部分の要素が強いカフェ的なものもありますので、いわゆる事業所単体で実施しているサロン的なものが、運営をしっかりできているかといったところは、分かりかねるところでございます。

あくまでも地域貢献という視点でやらせていただきたいので、我々法人の中で割ける人員、割ける規模、または割ける財源、その中で地域のために実施していきたいという認識でございます。

◎委員 ほかの事業のプラスにつながると考えているというよりは、サロン自体が地域貢献という位置づけになるのか。

◎A事業者 相談の中で、介護サービスにつながるという要素があるので、全てが介護サービスにつなげることを考えていないと言ったら、うそにはなります。ただし、もともと考えているのは、介護が必要な方というよりも、今後、介護状態にならない、要支援状態にならないために、その入り口の部分の芽をどう摘んで差し上げるかといったところの視点で運営をしたいと思っているところです。直接介護サービスにつなげたいとか、そういう思いでやるものではありません。

◎委員 そこにリソースが新しく割かれると、既存事業のほうのリソースが減ってしまうので大丈夫かという懸念があつて、お聞きしました。

もう一つお聞きしたいのは、利用率があまりよろしくないというところで、利用率を上げるための施策を具体的に何か考えていらっしゃるのか、考えているのであれば、その施策をお聞きしたいと思います。

◎A事業者 先ほど言いましたように、認知症対応型の通所介護というのは利用率がなかなか上がりません。これは、当法人が運営している事業に限らず、ほかの事業所を見ても同様のこととが言えると認識しています。

その理由の中には、利用する1日当たりの単価というものが、認知症のほうが高い水準にあるので、なかなか利用しづらいというのが1つ理由にあります。本来、例えば認知症という診断があったり、物忘れがあったり、認知症による介護の手間がかかっているような方でも、現実的には、普通のデイサービス、一般型の通所介護を利用されている方がほとんどです。

実際は、その方の生活度を考えたときに、本来は認知症対応型だろうと思われるような方でも、一般型の通所介護を利用している。それは、地域にいろいろな一般型の施設はありますし、先ほど言った単価もあるといった理由ですが、いざアセスメントをしたときに、本当に本質的に一般型の対象の方だろうかといったときに、私としては、それは一般型ではないと思うのです。

そういういた視点から、当法人がやらせていただいている一般型デイサービスのほうも、この方は明らかに認知症対応型の通所介護という方が何人もいらっしゃいます。まずは適切なアセスメント、もちろん御家庭の経済状況も関係してくるのですが、アセスメントに基づいたすみ分けというのを、1つすべきと思っています。一般型を利用されている方も、現実的に認知症の方だろうと思う方は、認知症の方に移行していただくという動きをとらせていただいています。

もう一つは、冒頭にも私はお話ししたのですが、重介護利用者を数多く受け入れています。平均介護度的に見ても、市内他事業所と比べても、介護度が高い利用者を受け入れています。当法人、別事業所でも同じようなデイサービスを実施しておりますので、法人内のすみ分けといいまして、本町でやらせていただくデイサービスは、比較的重介護の方を受け入れて、収益的にはそれほど問わないようにしています。それよりも、地域のデイサービスになかなか受け入れられない重介護の方を受け入れるという方針に基づいて、他事業所と連携をして、その中で収支を改善していくのも、1つ考えているところです。

先ほども言いましたように、収支改善計画に基づいて、一遍に改善することは難しいので、利用率を2%ずつ上げていくというような動きをとっております。こうなってしまった理由としましては、コロナ禍ということも、大きな理由としてあるのですけれども、コロナ禍も終わりまして、通常の社会に戻っておりまます。そのような中で、コロナ禍前を見ると、本当に高い水準で運用ができておりました。

そのため、決して職員の能力的にも、受け入れる規模的にも、その利用率を回復できると思っているところです。正直に言ってしまえば、こればかりは、本当にこれをすれば利用率が上がるというのはなかなか難しいものがございます。先ほど■からも説明した活動に関しては、市内のケアマネジャーに積極的にアピールをし、我々でしか取り組んでいないプログラムや活動といったものも多々あります。そのようなことも、ケアマネジャーにアピールを重ねて

いくという地道な努力というのも必要かと思っているところでございます。

◎A事業者 補足をさせていただければと思います。現場のほうでは、具体的な施策といいますと、通所のほうで2名、認知症対応型で1名の相談員が置かれていますが、私はその責任者になるのですけれども、そこと相談員ミーティングというものを実施しまして、利用状況というのを毎月、もしくは毎週のように確認し合っているところです。

コロナ禍以降、在宅で生活を成り立たせていた方々が、入所がとても進んでしまったというのが、正直受け入れている状況では感じているところがあります。そのため、在宅サービスを利用してもらうためには、我々はどうしたらいいかというのは常に考えているところがあります。

やはり営業といいますか、高齢者のサービスを利用していただくにも、そのような商業的な意味合いが強くなってしまってき、我々がアピールできるポイントですとか、そういったものは分かるように可視化して、ケアマネジャーや御利用者様のほうに分かるようにお伝えしていくということを打ち出しまして、毎月のように話合いを重ねているというところではあるのですけれども、なかなか利用率回復というのは一長一短あります、それが難しいという部分もあります。

先ほどおっしゃったように、一般型の申込みというのは比較的あります。その一般型の申込みで利用されるのですけども、そのまま状態が低下していく中で、認知症対応型になかなか移行ができない、もしくはそこのタイミングを失ってしまうと、その後も一般型で利用になってしまふことがあります。その辺りは的確な、先ほど言ったようなアセスメントを行いまして、認知症対応型ですか、そのようなところにも利用していただくような案内が必要かというのを、話し合っているところです。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 今の関係で、令和4年から利用率のほうは下がっているのですけれども、そもそもの原因というのは何でしょうか。現在はコロナも終わっているので、それ以降下がってくるという原因は何だとお考えになっていますか。

◎A事業者 1つは、法人としての事業運営を今後どうしていくかといったところです。例えば、ほかの事業法人内に同じ通所介護施設というのがございまして、1つの考え方として、そちらの通所介護施設のほうに、今やらせていただきたいという事業を吸収していくという考え方を、当時打ち出しました。当初はそこの吸収をしていくという運営方針に基づいて、事業を展開していくという方針でしたが、やはり利用されている方のニーズであるとか、地域の方の信頼であるとか、要望であるとか、そういった声が多數ありまして、そのような中で、令和5年の辺りに、事業を継続していくという方針に切り替えさせていただいたのです。

その中で、職員としても、新しい利用者を受け入れていいのだろうか、それともお断りするのだろうか。本当によりよいサービスを提供していくべきなのか、それとも、吸収していくほうに向けてシフトチェンジしていくべきなのか、そういったところで非常に職員の迷いがあつ

たというのが一番の原因だと認識しております。

積極的に新しい方を受け入れるといったアプローチというものが、当時不足をしていたというのが実態かと思っております。

◎委員長 これからは積極的に受け入れていくということよろしいでしょうか。

◎A事業者 それは、もちろんです。

◎委員 サービスを提供するに当たっては、職員を確保することが重要だと思うのですけれども、今回、提出された書類の中で、職員配置計画というのが出されています。いろいろな事業に関わる職員の方が書かれているのですけれども、ここで大体、職員の方の継続年数、平均年齢が分かれば教えていただきたいと思います。

2点目で、給与規程という資料が出されているのですけれども、資料を見ましたら、給料表のところの等級・号給のほうはあるのですけれども、そのところが幾らなのかというところが分からぬので、この辺りの級の決め方は、公務員の場合は人事院勧告みたいな形で、それにのっとって給与を上げたり、下げたりするのですけれども、A事業者さんの場合は、他の団体のほうを参考にされて決めるのか、その辺りの実態が分かれば教えていただきたい。

◎A事業者 まず給与規程の話ですけれども、実際には、新卒の方、中途採用の方、例えば新卒の方は、何号俸・何等級から始まりますという規定がございます。

1年ずつ昇給がございますので、その前年度の実績に応じて、2号俸上がる場合、1号俸しか上がらない場合というのがございますが、昇給をしていきます。そういう昇給があるのと、中途採用の方の場合には、それまでの社会福祉施設での経験、あとは、全く関係がない会社の場合の算定率というものがございまして、社会福祉法人の同様な施設に勤めていた場合には、それに応じた加算率、そうでない場合には、それなりの加算率ということで、中途採用者には最初の初任給を決めるという内規というものがございまして、それにのっとってやらせていただいている次第です。

勤続年数と平均年齢のほうですが、具体的な数字を示せないので、申し訳ないのですけれども、一番上は長い職員で15年。短い職員でも、2年です。比較的離職率というのは非常に少ない施設と認識しております。平均勤続年数でいえば、5、6年といったところになるかと思います。

年齢的なものですが、若い世代の雇用というのはなかなか難しくて、平均年齢的には50代前半で、ほぼ女性の職員という形になっております。

◎委員長 ■委員、お願ひいたします。

◎委員 プレゼンテーションの中でも強みとしては、医療と介護の連携ということを話されていました。

ベッド数があると思うのですが、ある意味うまくベッドコントロールをすると、稼働率が高く維持ができ、介護しかやっていないところよりも稼働率を上げられると思いました。私が知っている法人では、ベッドコントロールをして、ある市で唯一、介護でも黒字化をしています。

そう考えると、強みが医療と介護の連携となると、稼働率が高くていいと思うのですが、過去の実績がこの特別養護老人ホームの定員 106 名というのを見ると、利用率 86.1 % や 2024 年の見込みが 80 % と随分低いと思います。介護で黒字化するには、95 % でも黒字化できていないところもあるので、最低でも 95 % は必要かと思います。

そういう意味では、強みと言いながら、強みではないような気がしております。病院ということがありましたけれども。病院の単価が、こちらの病院は、急性期ではなく、療養型だと想定されるのですけれども、目標の単価が 4 万 2,604 円、外来が 8,121 円。療養型は低いところでは 3 万円半ばみたいなところもありますけれども、外来でも 9,000 円行かない低いと思いました。この資料だけでは、病院のほうの稼働率は分からなかったのですけれども、そういう意味では、医療と介護の連携というのがどの辺りが強みなのか教えていただければと思います。

◎A 事業者 まず、特別養護老人ホーム入所に関して言わせていただきますと、病院での生活が終わって、入所を探しているといった時点では、非常にニーズはあります。これは、本当に特別養護老人ホーム側の受入れ体制の問題がまずございます。当院で運営している特別養護老人ホームも、人員体制がなかなか整わないという中で、ニーズに対する受入れを促進できなかつたというのが、利用率 80 % といったところに、数字として現れています。

強みという意味では、ニーズは先ほど言いましたように多くありますので、今年度に関して言わせていただくと、入所に関しては、おおよそ 90 % 超え。年内に 106 人定員の 100 人、95 % ぐらいの利用率に持っていくという状況でございますので、この辺りの強みは十分に生かしていくかという思いがございます。

病院の入院単価や診療単価につきましては、本当は病院の経営に詳しい者が一緒に出席予定だったのですが、急遽、体調を崩しまして出席がかなわなかつたものですから、その辺りに関して、私のほうも詳しくここで御説明が難しい状況でございまして、大変それは申し訳ないんですが、そのような事情ということで、御理解いただければと思います。

◎委員 その理由は配置基準とかが満たせないということですか。

◎A 事業者 配置基準が満たせないということではないのですが、介護の離職というものは、世間一般的にもそうですけれども、介護職員の雇用を定着というものはなかなか難しいものがございます。当時、職員体制が十分に介護しやすい体制というものを、なかなか整えることができなかつたのです。

その中で、御利用者様だけ定員いっぱいに入所を進めるというのは、働いている職員にまた新たな離職者を生む可能性があるといったところを非常に懸念しまして、入所の促進というものを一時調整させていただきました。決して法律を無視する、法令違反があるような人員体制ではなかつたのですが、職員が安全安心して仕事ができる体制がなかなか整つていなかつたのでというのが理由でございます。

◎委員 私が本日の審査の中で懸念するのは、法人の事業継続性ということが一番心配です。

そこが稼働率も上がっていたらいいのですけれども、稼働率を上げるためには、人も辞めたら困るというのも確かにありますのですけれども、なかなか厳しいと感じております。

人の採用のところで、例えば法人内でインスタグラムなどのツールを活用し、若い人が仕事のミーティングですとか、いろいろなものをアップしたり、音楽と合わせながら踊ったり、みんなで法人内の職場の雰囲気を外に伝えていかないと、採用は難しいと思います。

◎A事業者 ■■■委員がおっしゃっていただいたように、仕事の働く様子を動画で撮影したものをユーチューブにアップするといったことも、実際に取り組んでいるところでございます。取り組んではいるのですが、そこをブラッシュアップしたり、より広めるためにどうしていくかというところに関しては、まだまだ力を割けていないということが現状かというふうに捉えておりますので、今おっしゃっていただいたようなことを十分に活用していくということは、今後の職員確保、職員定着に向けて、本当に必要不可欠だということは、改めて実感した次第でございます。

◎委員 学生ボランティアや外国籍の方を採用するということは行っていますか。外国人の採用も1人だと、孤独になってしまいますので、複数で採用したり、本国の知り合いに声かけしてくれているという形で確保するなど、やはり口コミが一番強いので、その辺りのことはいかがですか。

◎A事業者 外国籍の方は、教育的なところも必要になってきてしまうのですけれども、何人か採用して進めてというところです。確かに外国籍の方が外国籍の方を口コミで呼んでくるというケースも実際にありました。

採用に至っては、職員の紹介ということも、安定性のある人材確保という面もあります。以前から、職員紹介制度というものを実施はしていたのですが、そこを強化して取り組んでいくという実情でございます。

◎委員 最後になりますが、財務状況のところで、支援があるということで、直近の年度だと1,600万円ですけど、その前が4,600万円、その前が3億1,500万円、これは何か特別な理由があるということですか。

◎A事業者 そうですね、特定の方がお亡くなりになった関係で、遺産相続で寄附という御希望がその数字に乗っているところです。

◎委員 分かりました。

◎委員 資料3の①のところ、虐待予防と早期発見の取組で、事例の検討や、研修といった取組をされている。状況としては分かったのですけれども、発見のところの対策というか、防犯カメラを設置するぐらいのイメージしかないのですけども、年に何回か虐待のニュースがありますので、そのような取組がありましたら教えてください。

◎A事業者 芽を摘むという意味で、例えば全室に監視カメラを設置することは理想的ですが、なかなか難しい現状でございます。その中でやらせていただいているのは、職員がそれを見かけたときに、まず誰に通報すべきなのか、誰に相談をすべきなのか、誰がその相談を受けて、

どういうふうなしかるべき対応をとるのか、その辺りのルートというものを、徹底的に職員に周知するということで努めています。

もう一つは、職員の中には、例えば虐待的な言葉を高齢者に投げかける。それが本当に虐待的な言葉なのか、そうでないのかを理解していない職員というのもおります。そこの最初の部分のスピーチロック的な言葉の投げかけ、その辺りのところを、これが虐待というものを、本当に基礎的な話ですけれども、入職する職員にも、既に働いている職員にも、徹底させるといったところで、研修も含めて取り組ませていただいているところでございます。

◎委員 検討委員会の中では、実際の事例というか、想定される事例を研修されているのでしょうか。

◎A事業者 検討委員会で一番話し合うのが、これは本当に虐待に当たるべき、通報すべき事案かというところの検討が一番多く上がってきました。最終的には、そこで虐待と判定されれば、もちろん通報する義務があります。虐待には至らないのですが、職員に対して、気をつけていかないと虐待につながるというケースを発掘していくといったところの議論というのを、一番活発に進めているところでございます。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 1点伺いたいのですが、市から出しておりました業務基準書との関係ですけれども、まず、家族介護教室事業について、毎年11回開催するということですけど、同じ資料で1回の定員はおむね15名程度となっています。業務基準書では20名ということでお願いしているのですけれども、この差は何でしょうか。

もう一つは、介護教室支援事業のほうで、こちらも講習会を実施するということですけれども、定員20名ということで業務基準書のほうではお願いしているのですが、こちらのほうは定員の記載がないということですけれども、これはどのようにお考えになっているのですか。

◎A事業者 我々の記載ミスというのが正直ですが、実際に何でそのような低い数値を載せているかというと、20名定員ということで、当初は計画をして募集するのですが、実際に集まっていたらの方々が、例えば15人にも満たないという状況の中で、15人なら目指せるだらうという数字の記載になってしまったのかといったところで、大変申し訳なかったと思っております。

もう一つ、記載がないといったほうも、同様に応募されてくる方というのが少ないので、そのような中で募集方法であるとか、周知方法というのも不足している面はあったかと思います。そこは、定員20名という約束事がございますので、そこを満たせるような努力というものはしていきたいと思っております。

◎委員長 では、業務基準書どおりで実施していただけるということでおよろしいですか。

◎A事業者 そうですね。

◎委員長 ほかによろしいですか。

それでは、これをもちまして、A事業者に対する質疑を終了いたします。審査結果につきま

しては、後日、担当課より文書により通知することとなります。

それでは、A事業者の皆様、ここで御退席をお願いいたします。

◎A事業者 どうもありがとうございました。

◎委員長 本日は、どうもありがとうございました。

(「A事業者」退席)

◎委員長 それでは、採点をお願いいたします。1次審査で記入いただいた採点を変更する場合は、赤字で修正をお願いいたします。採点が終わった方は挙手をお願いいたします。事務局が集計するまでは、以後、休憩といたします。

(休 憩)

◎委員長 再開いたします。

集計の結果について、事務局から報告をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者選定の第2次審査、5人の委員の合計点につきまして御報告させていただきます。まず、総得点は314点となりました。

区分ごとに合計点を報告いたしますと、区分1の事業者の「現状・実績・管理運営方針」については、合計83点、区分2「管理運営に関する業務」については、合計93点、区分3「事業運営」については67点、区分4「資金計画」については43点、区分5「サービスの向上」については28点となりました。

第2次通過基準は2つございまして、1つ目は、総得点が6割以上、つまり300点以上であることです。2つ目は、各区分が4割以上。つまり、区分1が50点以上、区分2が60点以上、区分3が40点以上、区分4が30点以上、区分5は20点以上であるとのことでございます。

通過基準につきましては、これらの基準を上回りましたことを報告させていただきます。

◎委員長 事務局から報告がありましたように、第2次審査の通過基準を上回りました。A事業者を、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者として選定することについて、御異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。本件につきまして、ただいまのとおり決定いたします。

◎廣田企画政策課長 ただいま選定されましたA事業者の事業者名は、社会福祉法人聖ヨハネ会になります。

◎委員長 それでは、社会福祉法人聖ヨハネ会を選定するに当たり、選定理由として評価できるという点とほかに意見がありましたら要望事項としてそれぞれ記入することとしますので、御協議をお願いいたします。

ここで再度休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長 再開いたします。

指定管理者の候補者として選定されました社会福祉法人聖ヨハネ会について、評価できる点及び要望事項について、文案を取りまとめていただきましたので、事務局から報告をお願いします。

◎廣田企画政策課長 協議いただきました結果につきまして、文案を報告させていただきます。まず、評価できる点としましては、医療と介護の連携・重度要介護者の積極的な受け入れ及び認知症施策への協力など、これまでの実績が評価できる、以上の1点でございます。

次に、要望事項は3点ございます。

1点目が、通所介護事業については、利用者拡大に向けた取組を進めることにより、利用率の更なる向上に努めていただきたい。2点目が、本施設を活用し、高齢者及び介護者のニーズに対応するための取組を充実させるとともに、安定した経営基盤の構築に努めていただきたい。3点目が、人材育成、人材確保に取り組みつつ、本施設をより一層地域に開かれた施設として認知していただけるよう努めていただきたい。以上の3点でございます。

◎委員長 ただいま、事務局から報告していただいた文案について、御異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。したがって、事務局から報告があったとおり、決定いたします。

以上をもちまして、令和7年度諮問第2号、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定については、指定管理者候補者を社会福祉法人聖ヨハネ会に選定し、評価できる点は、先ほどまとめた1点、それから要望事項として、先ほどまとめた3点を付記して、答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、ただいま申し上げたとおり決定し、答申いたします。

次に、次第3、その他についてですが、事務局から何かございますか。

◎廣田企画政策課長 次回の委員会開催日についてでございます。今年度、残りの議題は小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について及び小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定についての2件となります。

日程につきましては、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、この2件につきましては、指定管理者候補者を公募によらない選定という形で選定させいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎委員長 ほかによろしいでしょうか。以上で、本日の議事は全て終了でございます。

これをもって閉会といたします。皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前11時50分閉会)